随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

総務部　総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月20日	公用車修繕	有限会社アクティブオート	¥67,397		第3号適用
11月24日	公用車修繕	武輪モータース	¥52,800		第3号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

総務部　　秘書人事課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年11月分

総務部　危機管理課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月2日	阪南市消防団第3分団庫内冷暖房用エアコン撤去処分及び設置工事	川嶋電機商会	¥345,400	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5年　11月分

総務部　行財政構造改革推進室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5年　11月分

総務部　人権推進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5年　11月分

未来創生部　政策共創室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月22日	マイナンバーカード所有者情報抽出業務委託	株式会社　南大阪電子計算センター	¥110,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5年　11月分

未来創生部　まちの活力創造課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5年　11月分

未来創生　部　シティプロモーション推進　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和5年11月分

市　民　部　　市　民　　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　５　年　１１　月分　　市民　部　生活環境　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月7日	し尿計測器プリンター修繕　2器	アイシー測器株式会社	¥90,200		第1号適用
11月7日	阪南市地域就労支援事業に係る職業能力開発業務	株式会社カミタ	¥327,250	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和5年11月分

市　民　部　　税　務　　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

市　民　部　　資源対策　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　　5年　　11月分

健康福祉部　市民福祉課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
		該当なし			

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和5年11月分

健康福祉部　生活支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月21日	生活保護システム標準化導入分析業務委託	北日本コンピューターサービス株式会社	¥330,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

健康福祉　部　　介護保険　課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該 当 な し				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和 5 年 11 月分　　健康福祉 部 保険年金 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

健康福祉部　健康増進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和 5年 11月分

健康福祉部　　健康事業準備室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第〇号適用)
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号･･･相手方を特定せざるを得ないとき。2号･･･緊急を要するとき。3号･･･市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5　年11月分

こども未来部　　こども政策課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第〇号適用)
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　５　年　１１　月分

こども未来部　こども支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が１０万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が５万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が１者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第１項のただし書の号数（１号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。２号・・・緊急を要するとき。３号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

都市整備部　　都市整備課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

都市整備部　河川農水課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月1日	池詰川河川敷防草シート緊急設置業務委託	(有)マエダ	¥498,080		第2号適用
11月10日	箱作地区緊急水路敷補修工事	(株)林建設	¥465,300		第2号適用
11月17日	送配水管布設替工事に伴う農業用水管緊急補修工事	昭栄建設(株)	¥149,600		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式２）

令和５年１１月分

都市整備部　　道路公園課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第１１３条第１項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月1日	鳥取中地区里道側溝緊急補修工事	㈱谷工務店	¥497,200		第２号適用
11月2日	桃の木台1号線除草剪定業務委託	㈲関東光樹園	¥370,700	○	
11月6日	桃の木台B-1街区沿い緑地高木剪定業務委託	㈲マエダ	¥498,300	○	
11月6日	桃の木台C-1街区沿い緑地高木剪定業務委託	ヤマサ造園土木㈱	¥317,900	○	
11月9日	尾崎自然田線舗装補修工事	フジタ道路㈱大阪支店	¥499,400		第１号適用
11月10日	箱作地区緊急里道修繕工事	㈱林建設	¥495,000		第２号適用
11月13日	府道和歌山貝塚線道路反射鏡設置工事	㈱谷工務店	¥301,642	○	
11月18日	桃の木台5丁目道路敷き剪定業務委託	前田造園土木	¥333,000	○	
11月30日	桃の木台自歩道東西線照明修理工事	川嶋電機商会	¥486,200	○	

※「一定額未満随契」（総額が１０万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が５万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が１者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第１項のただし書の号数（１号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。２号・・・緊急を要するとき。３号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分　　都市整備部　下水道課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和5年11月分

＿＿＿＿＿部＿＿＿会計課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和 5 年 11 月分

議会事務局　庶務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

(2019.4.1版)

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和 5 年 11 月分

行政委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和５年１１月分

農業委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第１１３条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5年　11月分　　生涯学習部　教育総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月17日	下荘小学校保健室小型温水器取替工事	有限会社山本水道	108,790	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和5年11月分

生涯学習部　学校給食センター

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和　5　年　11　月分　　生涯学習部　　学校教育課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和 5 年 11 月分　　生涯学習 部 生涯学習推進 室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第〇号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第１号による契約）

（様式2）

令和5年　11月分

生涯学習部　中央公民館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額（税込）	見積徴取者２者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
11月29日	西鳥取公民館迫上げ装置復旧工事	三精工事サービス株式会社	¥781,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

（2019.4.1版）